

紀の国わかやま国体リハーサル大会馬事衛生対策要項

平成27年1月28日 第5回馬術競技会運営委員会決定

1 趣旨

この要項は、第70回国民体育大会医事・衛生基本計画に基づき、馬術競技リハーサル大会出場馬（以下「出場馬」という。）に対する馬事衛生に万全を期し、馬術競技の円滑な運営に寄与するため、必要な事項を定める。

2 業務の実施主体

紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、会場に紀の国わかやま国体リハーサル大会馬事衛生本部（以下「馬事衛生本部」という。）を設置し、関係機関・団体等の協力を得て、馬事衛生業務を実施する。

3 業務内容

(1) 防疫

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、伝染病発生の予防措置を講じる。

ア 家畜防疫検査所の設置

出場馬の防疫に万全を期すため、平成27年5月28日（木）から5月31日（日）までの間、家畜防疫検査所を設置し、検査員（和歌山県獣医師職員）を配置して防疫業務にあたる。

イ 防疫検査

出場馬が厩舎構内に到着したとき、検査員は、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、防疫検査を実施する。

なお、検査に合格しない馬は入厩させないものとする。

ウ 検査の基準

防疫検査の基準は以下のとおりとする。

(ア) 馬伝染性貧血

平成22年1月1日以降の家畜保健衛生所長による検査成績が陰性であることの証明がされていること。

(イ) 馬インフルエンザ予防接種

① 基礎免疫として21日以上2ヶ月以内（平成20年3月31日以前は2週間以上2ヶ月以内）の間隔で2回接種後、7ヶ月以内（平成20年3月31日以前は1年以内）に最初の補強接種、それ以降は1年以内に継続的に（平成20年3月31日以前は毎年1回）補強接種を実施し、最終接種日が平成26年11月7日以降であること。ただし、入厩前1週間以内のワクチン接種は、接種歴として認められない。

② なお、①に該当しない出場馬については、入厩する2週間前までに2回の基礎免疫を終了し、最終接種日が平成26年11月7日以降であること。

(ウ) 流行性脳炎（馬の日本脳炎）予防接種

平成26年5月以降に2週間以上2ヶ月以内の間隔で2回接種していること。

エ 消毒及び衛生害虫駆除

伝染病の発生を予防するため、厩舎・馬運車の消毒並びに衛生害虫の駆除を行う。

(ア) 厩舎・馬運車の消毒

厩舎の消毒は、出場馬の到着前5日以内及び退厩後直ちに行い、馬運車の消毒は、馬運車が会場に到着したときに行う。

(イ) 衛生害虫等の駆除

厩舎及び汚物堆積場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防及び駆除に努める。

オ 家畜伝染病等発生時の対応

出場馬に家畜伝染病等を疑う事例が発生したときは、馬事衛生本部長は、家畜伝染病予防法に基づき兵庫県知事に速やかに届け出るとともに、兵庫県家畜防疫員の指示に従い、まん延防止のために必要な措置をとるものとする。

(2) 健康検査

ア 入退厩時の健康検査

出場馬が入厩する前及び退厩する前に健康状態を確認する。

(ア) 健康検査は、検査員が行う。

(イ) 検査場所は、会場内の馬降所等とする。

(ウ) 検査は、視診、聴診、打診及び触診等による一般検査とする。ただし、検査員が必要と認めるときは、血液、尿等の特殊検査を実施する。

(エ) (ウ)による検査の結果、異常が認められる場合は、馬診療所において応急手当等の必要な処置を行う。ただし、家畜伝染病等が疑われる場合は、3の(1)のオに規定する対応をとるものとする。

イ 入厩期間中の健康観察

ホースマネージャーは、入厩期間中毎日、出場馬の健康観察及び体温測定を行い、異常が認められる場合は、直ちに3の(3)のアに規定する馬診療所又は外来獣医師（各都道府県かかりつけの獣医師）に連絡し、必要な処置を受けること。また、当該馬に家畜伝染病等が疑われる場合は、3の(1)のオに規定する対応をとるものとする。

(3) 診療

ア 馬診療所の設置

出場馬の傷病発生等に対処するため、平成27年5月28日（木）から5月31日（日）までの間、会場内に馬診療所を設置し、応急処置及び緊急な治療にあたる獣医師（以下「救護獣医師」という。）を配置して、昼間及び夜間対応する。

イ 診療費用

診療に要した費用は、応急手当において要した費用を除き参加都道府県の負担とし、馬診療所にて支払うものとする。

ウ 移送を必要とする場合の措置

(ア) 救護獣医師は、必要に応じて出場馬を移送するなど、適切な措置を講じるものとする。

(イ) (ア)に要した費用等は、参加都道府県の負担とする。

(4) 装蹄

ア 装蹄所の設置

出場馬の落鉄等に対処するため、平成27年5月28日(木)から5月31日(日)までの間、会場内に装蹄所を設置し、装蹄師を配置して夜間を除き対応する。

イ 装蹄費用

装蹄に要した費用は、参加都道府県の負担とし、装蹄所にて支払うものとする。

(5) 入・退厩

ア 出場馬の輸送

出場馬の輸送は、馬運車を使用することとし、参加都道府県の責任で行う。

イ 輸送費用

出場馬の輸送に要する費用は、参加都道府県の負担とする。

ウ 入・退厩の手続き

参加都道府県の出場馬の輸送に係る責任者(以下「馬輸送責任者」という。)は、「入・退厩(変更)申込書」(様式1)及び「予防注射確認票」(様式2)を、馬運車ごとに別葉にして、郵送により県実行委員会に提出することとする。

提出期日は、馬術競技リハーサル大会参加申込書提出日と同一日とする。

なお、入厩後に退厩日時を変更する場合は、馬事衛生本部に退厩の2日前までに申し出ること。

エ 到着予定日時等の連絡

馬輸送責任者は、出場馬の出発に際し、出発日時、入厩予定日時、輸送頭数、馬運車車輛番号等を、電話又はファクシミリにより、馬事衛生本部に連絡する。

連絡後に変更が生じた場合も同様とする。

オ 入・退厩の日時

出場馬の入厩については、平成27年5月28日(木)の原則として午前8時から午後5時、5月29日(金)の原則として午前8時から午後1時までとする。

出場馬の退厩については、平成27年5月30日(土)、5月31日(日)とし、両日とも原則として午前8時から午後5時までとする。

(6) 飼料

出場馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参するものとする。また、持参できない場合等は、事前に購入業者の斡旋を行う。

(7) 敷料

敷料は、オガ粉等とし、出場馬の入厩前に各馬房に配布し、不足が生じた場合は適宜支給する。

(8) 厩舎等の衛生管理

ア 厩舎等の衛生管理

厩舎等の施設を常に清潔に保つよう、衛生上必要な措置を講じる。

イ ホースマネージャーの責務

ホースマネージャーは厩舎内外を常に清潔にし、衛生害虫の発生防止に努める。

ウ 汚物等の処理

汚物等は適正に処理するとともに、汚物堆積場を衛生的に管理する。

4 厩舎の使用期間

出場馬の厩舎使用期間は、原則として平成27年5月28日(木)午前8時から

5月31日（日）午後5時までとする。

5 実績等の報告

馬事衛生業務の実績等について、それぞれの担当者は、様式3～8により、馬事衛生本部長に報告する。

6 外来獣医師並びに外来装蹄師による診療・装蹄活動

外来獣医師並びに外来装蹄師（第3項「業務内容」第4号アに規定する装蹄師を除く装蹄師）が平成27年5月28日（木）から5月31日（日）の期間において診療・装蹄活動をする場合には、診療・装蹄前に「外来獣医師診療届」（様式9）、「外来装蹄師装蹄届」（様式11）を、診療・装蹄後に「外来獣医師診療報告書」（様式10）、「外来装蹄師装蹄報告書」（様式12）を馬事衛生本部長を経由して獣医師団長に提出する。

7 その他

参加都道府県の監督及び馬輸送責任者は、出場馬の出発に際し、出場馬の健康状態及び装蹄に十分配慮し、良好な状態で参加させるよう努めるとともに、入厩期間中の出場馬の飼養管理、飼料、馬具等の保管等について、責任を持って行う。

なお、家畜伝染病予防法の改正があった場合は、改正に伴い必要に応じて条件等を見直す。

また、この要項に定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項については、県実行委員会及び馬事衛生本部が、関係機関・団体と協議のうえ定める。

装蹄業務要綱（リハーサル大会）

1 趣旨

この要綱は、紀の国わかやま国体リハーサル大会馬事衛生対策要項（以下「馬事衛生対策要項」という。）に基づき、第70回国民体育大会馬術競技会に出場する馬匹（以下「出場馬」という。）に対する装蹄行為を円滑に進めるため、必要な事項を定める。

2 装蹄所の設置

馬事衛生対策要項3（4）に基づき、平成27年5月28日から5月31日までの間（以下「大会期間中」という。）装蹄所を設置し、応急処置及び一般装蹄に必要な装蹄具、消耗品等を整備する。

3 装蹄所の管理・運営

装蹄所の管理・運営については、馬事衛生本部の馬診療・装蹄班が担当する。馬診療・装蹄班は、装蹄の受付（応急処置、一般装蹄）及び所内の管理を実施する。

また、馬診療・装蹄班及び装蹄師は、馬事衛生対策要項に定める装蹄簿（様式6）及び装蹄日報（様式7）並びに装蹄実績書（様式8）を作成する。

4 装蹄師の常駐

装蹄所には、大会期間中、午前8時から午後6時まで装蹄師を1人以上常駐させる。

また、競技中には装蹄師1名が待機馬場に急行できるところで待機していること。

5 大会期間中の装蹄行為

大会期間中に装蹄師が行う装蹄行為は、次のとおりとする。

なお、外来装蹄師の装蹄行為については、外来装蹄師自らの責任の上で実施すること。

また、装蹄師は、外来装蹄師から協力依頼があった場合には、協力するものとする。

（1）応急処置及び一般装蹄

ア 応急処置

参加馬が大会期間中に落鉄し、参加都道府県の監督等が落下した蹄鉄を持参した装蹄を依頼してきた場合、その装蹄料金は無料とする。

イ 一般装蹄

蹄鉄の新装、クランポン加工、パッド等の装着、特殊装蹄等については、一般装蹄とみなし、費用については、参加都道府県の負担とし、参加都道府県の監督等が公設装蹄師に支払うものとする。

6 装蹄所に整備する器具等

装蹄所に整備する装蹄用器具器材等については、県実行委員会及び装蹄師との協議の上、決定する。